

第2部会（建設経済）

第4次高砂市総合計画

基本計画（素案）

【概要版】

企画総務部

目 次

第1章	みんなの個性をいかす市民参画都市	1
第1節	参画と協働の推進	
1	市民参画	1【第1部会】【第2部会】
3	コミュニティ	1【第2部会】
第3章	ふるさとを愛し思いやりと たくましが育つ教育文化都市	2
第6節	創造性豊かな芸術・文化の振興	
1	芸術・文化	2【第2部会】【第3部会】
3	国際交流	2【第2部会】
第7節	個性を認めあえる人権の尊重	
2	男女共同参画	3【第2部会】
第4章	地域の暮らしを守る安全安心都市	4
第1節	総合的な安全体制づくり	
3	防災	4【第1部会】【第2部会】
5	交通安全	4【第2部会】
第2節	安心して平和な市民生活支援	
2	消費生活	4【第2部会】
第5章	自然と調和した環境共生都市	6
第1節	快適な生活環境の充実	
1	水道	6【第2部会】
2	ごみ処理	6【第2部会】
3	下水道	7【第2部会】
4	し尿処理	7【第2部会】
5	斎場	7【第2部会】
第2節	環境保全による共生と循環	
1	地球温暖化対策	7【第2部会】
2	地域環境の保全	7【第2部会】
第3節	安全で快適な都市基盤の整備	
1	土地利用	8【第2部会】
2	交通施設	8【第2部会】
3	公園・緑地	8【第2部会】
4	河川・港湾	9【第2部会】
5	市営住宅	9【第2部会】
6	市街地整備	9【第2部会】
7	景観まちづくり	9【第2部会】
第6章	未来を拓き躍動する産業交流都市	10
第1節	伝統的、先端的な産業の振興	
1	農業	10【第2部会】
2	水産業	10【第2部会】
3	工業	10【第2部会】
4	商業	11【第2部会】
第2節	勤労者対策の充実	
1	勤労者対策	11【第2部会】
第3節	地域資源を活かした観光の振興	
1	観光	11【第2部会】
2	地域交流	11【第2部会】

第1章 みんなの個性をいかす市民参画都市

<基本目標>

まちづくりを総合的に推進するためには、行政情報の積極的な公開に努め、わかりやすく開かれた市政運営を行うとともに、「まちづくりの主役は一人ひとりの市民である」ことから、市民の市政への積極的な参加・参画を促進し、市民、事業者、行政の役割分担、さらには相互の連携体制を明確にし、市民とともに築くまちづくりを進めます。

第1節 参画と協働の推進

1 市民参画【第1部会】【第2部会】 基本計画（素案）（P2～3）

<施策の目標>

市民と市政に関する情報を共有し、市民にみえる形での政策決定を行い、市政の透明性を高め、市が実施する政策・施策・事業において、計画策定・実施・検証・見直しの各過程に、市民が参画する機会を積極的に設定します。

また、ボランティアやNPO等の活動を支援します。

<施策の方向>

- ①自治意識の高揚と郷土愛の育成
- ②参画と協働のための行動計画の策定・推進（第2部会）

3 コミュニティ【第2部会】 基本計画（素案）（P6）

<施策の目標>

地域でのコミュニティ形成や市民相互の連帯感の醸成に向けて、情報の共有化を図り、地域主体のまちづくりを進める環境づくりを推進します。

<施策の方向>

- ①コミュニティ意識の高揚
- ②コミュニティ活動の促進
- ③情報交流の促進

第3章 ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市

<基本目標>

人権尊重の理念に基づき、次世代を担う子ども達が変化の激しい社会のなかで生きていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の3つの資質能力をバランスよく育む教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となって安心して学べる学校づくりを進めます。

また、市民の健康志向にこたえる生涯スポーツの振興、芸術・文化を通じ生きがいをもって生きることのできる生涯学習社会づくりを進めます。

第6節 創造性豊かな芸術・文化の振興

1 芸術・文化【第2部会】【第3部会】 基本計画（素案）（P50～51）

<施策の目標>

伝統的、歴史的な郷土芸能や文化財は、市民の誇りであり財産です。それらの保護・保存・継承・活用に努めるとともに、それらを情報発信することにより、郷土に対する認識を深め、市民のふるさと意識を醸成します。また、新たな芸術・文化への挑戦や創造を支援し、芸術・文化の発展を図ります。

<施策の方向>

- ①個性ある地域づくりの推進
- ②文化財保護の推進と活用
- ③芸術・文化活動の推進（第2部会）
- ④芸術・文化施設の整備（第2部会）

3 国際交流【第2部会】 基本計画（素案）（P53）

<施策の目標>

地域の活性化と新たな文化を創造するため、異なった特性をもつ都市や共通課題をもつ都市との情報交換をはじめ、交流と協調を図り、まちの活力や魅力を高めます。

また、日常生活のあらゆる面で国際的なかわりが増大するなか、市民の国際感覚の醸成や外国籍の人との相互理解を深めるため、多様な分野での交流などを推進するとともに、市民による国際理解学習の充実に努めます。

<施策の方向>

- ①交流と協調による、まちの活力や魅力の向上
- ②多様な分野での交流の推進
- ③国際理解学習の充実

第7節 個性を認めあえる人権の尊重

2 男女共同参画【第2部会】 基本計画（素案）（P56～57）

<施策の目標>

男女共同参画社会の形成に向けてさらなる意識啓発を推進し、男女平等はもとより、多様な生き方を尊重する地域社会を築きます。また、男女が個人として能力を発揮できる男女共同参画の実現に向けて環境を整備します。

<施策の方向>

- ①女性の社会へのさらなる参画
- ②男女共同参画の意義についての男性理解の深化
- ③人間としての根本にかかわる課題の解決、セーフティネットの整備
- ④意識改革やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進などの環境整備
- ⑤男女共同参画の視点に立った社会システムの構築や政策の立案・実施・評価

第4章 地域の暮らしを守る安全安心都市

<基本目標>

市民が安心な生活をおくるために、消防や救急、防災や防犯、交通安全を含めた諸施策を展開するとともに、食の安全・安心志向の向上等に伴う消費生活上の安全対策を実施します。

第1節 総合的な安全体制づくり

3 防災【第1部会】【第2部会】 基本計画（素案）（P63～64）

<施策の目標>

災害から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、災害による被害の軽減に努め、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ります。

また、防災拠点としての公共施設の整備や安全な避難体制の確立をはじめ、迅速な情報の提供、処理など防災基盤の強化を図り、地域における防災対応力を向上するなど、災害に強いまちづくりを推進します。

<施策の方向>

- ①防災基盤の整備（第2部会）
- ②自主防災体制の推進
- ③防災対応力の充実
- ④宅地の安全性の確保（第2部会）
- ⑤建築物の耐震化（第2部会）
- ⑥感染症対策

5 交通安全【第2部会】 基本計画（素案）（P66）

<施策の目標>

交通事故などから市民の安全を守るとともに、交通の円滑化を図るため、歩道や自転車道のある道路整備や交通安全施設などの整備を進めます。「人優先」の交通安全思想を基本に、子どもから高齢者までに普及、啓発していきつつ、来たる超高齢社会に対応した新たな施策を進めます。

<施策の方向>

- ①交通安全思想の普及
- ②交通事故被害者対策の充実
- ③高齢者自身の交通安全意識の高揚
- ④交通安全施設の整備

第4章 地域の暮らしを守る安全安心都市

第2節 安心で平和な市民生活支援

2 消費生活【第2部会】 基本計画（素案）（P68）

<施策の目標>

関係機関や各種団体との連携により、消費者保護対策や消費者教育を推進します。多様化・複雑化する消費者問題への対応、被害の防止のための啓発を行い、相談体制の充実を図ります。

<施策の方向>

- ①消費生活センターの機能強化
- ②消費者保護対策のための各種団体との連携
- ③消費者教育の推進

第5章 自然と調和した環境共生都市

<基本目標>

市の自然、文化、歴史などの地域特性をふまえた土地利用構想に基づき、社会情勢変化に対応しつつ、都市基盤整備を推進するとともに、コンパクトな市域において利便性ある住みやすい生活環境づくりの実現をめざします。

また、地球規模の環境問題が生じているなか、進展する都市機能と自然との共存・共生を図り、持続可能な循環型の環境づくりや低炭素社会に向けた取組みを進めます。

第1節 快適な生活環境の充実

1 水道【第2部会】 基本計画（素案）（P70～71）

<施策の目標>

安心しておいしく飲める水を供給することを第一と考え、安定的に水を供給できる体制整備を推進するとともに災害に強い施設整備に努めます。

また、事業の効率化、人材の育成、サービスの向上を図り事業運営基盤の強化に努めます。

<施策の方向>

1. 上水道

- ①安心しておいしく飲める水道水の供給
- ②いつでもどこでも安定的に水道水を供給
- ③持続可能な事業運営基盤の強化
- ④環境保全への貢献

2. 工業用水道

- ①工業用水の安定確保
- ②災害に強い水道

2 ごみ処理【第2部会】 基本計画（素案）（P72～73）

<施策の目標>

ごみの分別収集の徹底を図り、ごみの減量化を推進し、ごみ処理施設の性能維持、適切な補修の実施によるコストの低減化を図ります。

また、ごみ収集の効率化を図り、有料化を検討します。

<施策の方向>

- ①ごみ収集委託業務の効率化
- ②ごみ処理施設等にかかる新たな運営方式の導入
- ③ごみ減量化の推進
- ④ごみ処理有料化導入の検討
- ⑤ごみ広域処理導入の検討

第5章 自然と調和した環境共生都市

3 下水道【第2部会】 基本計画（素案）（P74～75）

<施策の目標>

快適な生活環境の確保、川・海などの公共用水域の水質保全のための汚水整備、浸水被害防止のための雨水整備を進めます。老朽化した管渠・ポンプ場・浄化センターの長寿命化計画を策定し、計画的な更新工事を実施します。また引き続き水洗化促進に努めます。

<施策の方向>

- ①雨水処理対策
- ②汚水処理対策
- ③下水道事業経営健全化

4 し尿処理【第2部会】 基本計画（素案）（P76）

<施策の目標>

し尿収集体制を見直し、効率的なし尿の収集及び処理施設の適正な運営に努めます。また、一定期間下水道敷設が見込まれていない区域については、浄化槽の設置を推進し、水質環境の向上に努めます。

<施策の方向>

- ①し尿収集運搬体制の効率化
- ②し尿処理施設整備
- ③浄化槽設置の推進

5 斎場【第2部会】 基本計画（素案）（P77）

<施策の目標>

市民の利便性の向上を図るため、管理運営の見直しを行うとともに、施設の整備、充実を図ります。また、市有墓地については、台帳整備を行い、適正な管理に努めます。

<施策の方向>

- ①斎場施設の整備・運営
- ②墓地の整備

第2節 環境保全による共生と循環

1 地球温暖化対策【第2部会】 基本計画（素案）（P78）

<施策の目標>

地球規模の環境問題が生じているなか、循環型社会、低炭素社会をめざすため、リサイクル、省エネ・省資源等に関する意識の高揚に努めます。市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を担い、相互に連携を図りながら環境負荷低減に努めます。

<施策の方向>

- ①地球温暖化対策の推進
- ②低炭素社会の実現に向けた取組みの推進
- ③循環型社会の形成に向けた3R活動の推進

2 地域環境の保全【第2部会】 基本計画（素案）（P79）

<施策の目標>

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境の状況について、監視・調査体制を整え、企業や事業所等の発生源対策を実施します。

第5章 自然と調和した環境共生都市

<施策の方向>

- ①高砂市環境計画等の推進
- ②発生源対策の充実
- ③監視・調査体制の充実
- ④生活環境の向上

第3節 安全で快適な都市基盤の整備

1 土地利用【第2部会】 基本計画（素案）（P80～81）

<施策の目標>

持続可能な土地利用の実現をめざし、市の資源の保全・活用、田園集落等の環境整備、無秩序な開発や市街化の防止に努めます。市街化調整区域については、緑豊かで計画的なまちづくりが形成されるよう努めます。用途地域については、宅地造成の規制・誘導により、良好な都市環境を形成します。またそれぞれの地区の特性に応じた地区計画を推進します。

<施策の方向>

- ①市街化区域及び市街化調整区域の適正化
- ②市街化調整区域のまちづくりの推進
- ③用途地域の純化
- ④開発指導の充実
- ⑤建築指導の充実
- ⑥地区計画の推進

2 交通施設【第2部会】 基本計画（素案）（P82～83）

<施策の目標>

市民生活や経済活動に不可欠な公共交通網については、鉄道交通とバス交通の充実に向けた取組みを推進します。また、幹線道路、生活道路の整備を計画的に進め、歩行者に配慮した空間の確保や緑化の推進に努めます。

<施策の方向>

- ①鉄道交通の充実
- ②バス交通の充実
- ③幹線道路の整備
- ④生活道路の整備
- ⑤道路環境の改善

3 公園・緑地【第2部会】 基本計画（素案）（P84）

<施策の目標>

良好な景観の保全と創造に向け、市民にうるおいとやすらぎを与える緑化の推進を図るとともに、公園・緑地の整備、管理を推進するため、市と指定管理者等との連携強化を図ります。

公園・緑地の拡充やリニューアルに努め、レクリエーションやふれあいの場を創出するとともに、安全性や防災性を向上します。

第5章 自然と調和した環境共生都市

<施策の方向>

- ①緑化の推進
- ②公園・緑地の整備、管理

4 河川・港湾【第2部会】 基本計画（素案）（P85～86）

<施策の目標>

臨海部の活性化に向け、河川・港湾を整備、活用し、沿岸域の利用を促進します。河川については、浸水対策を図り安全性確保のための整備を行うとともに、河川空間とまちの空間の融合を図る“かわまちづくり”を進めます。また、港湾と沿岸域を親水空間として活用し、市民や来訪者が憩える施設の整備を検討します。

<施策の方向>

- ①河川の整備
- ②港湾の整備
- ③沿岸域の利用

5 市営住宅【第2部会】 基本計画（素案）（P87）

<施策の目標>

市営住宅の整備に向け、高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）の見直しを図ります。県の地域住宅計画との整合を図りながら市営住宅の統廃合や跡地の利活用を検討します。

<施策の方向>

- ①市営住宅の整備

6 市街地整備【第2部会】 基本計画（素案）（P88～89）

<施策の目標>

鉄道駅周辺の交通の利便性を図るとともに、市街地再開発事業等の適用を検討し、再編整備を推進します。駅前広場においては、人々の交流が図れる計画的整備により市街地としての活性化を推進します。また、鉄道等により分断されている市街地については、地区間のコミュニティ形成や利便性の向上のため、連絡路等の整備を検討します。

<施策の方向>

- ①良好な宅地の確保
- ②鉄道駅周辺整備の推進（駅前広場、駐輪場、放置自転車対策を含む）
- ③地籍調査の推進

7 景観まちづくり【第2部会】 基本計画（素案）（P90～91）

<施策の目標>

美しく魅力的なまちの創出、うるおいとゆとりのある景観づくりのためには、自分たちのまちを自分たちで創り守るという市民意識の醸成が必要不可欠となります。歴史、文化、自然環境と調和した景観の保全と創造に向け、屋外広告物を適切に規制・誘導するなど、良好な景観形成への取組みを推進します。

<施策の方向>

- ①景観の保全・創造
- ②屋外広告物の規制・誘導
- ③住居表示の整備

第6章 未来を拓き躍動する産業交流都市

<基本目標>

まちが元気であるためには、地域産業の進展を図らなければならないことから、産業のさらなる振興をめざし、多彩な産業の育成、誘導を進め、企業活動の拡大、充実を図り、地産地消の推進に取り組み、いきいきとした元気のあるまちづくりを進めます。

また、観光や地域交流を振興し、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

第1節 伝統的、先端的な産業の振興

1 農業【第2部会】 基本計画（素案）（P93）

<施策の目標>

農業従事者の高齢化と後継者不足にともない、遊休農地や耕作放棄地が増え、農地転用とも相まって農地の点在化が進んでいるなか、農業振興に向け、生産基盤の整備、担い手の育成、遊休農地の解消に取り組みます。

<施策の方向>

- ①生産基盤の整備
- ②担い手の育成
- ③遊休農地の解消

2 水産業【第2部会】 基本計画（素案）（P94）

<施策の目標>

関係機関との連携のもとに種苗放流事業などを実施し、水産資源の維持、培養、漁場の再生産力の強化に努め、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」の定着や付加価値の高い品目の育成を図り、資源管理型漁業をめざします。

また、担い手の高齢化や後継者不足を解決するため、漁業経営の安定と近代化・合理化を図り、魅力ある環境づくりに努め、生産から販売に至る効率的なルートの整備を進めます。

<施策の方向>

- ①漁場環境の整備
- ②水産資源の確保
- ③経営の近代化
- ④漁業協同組合の経営基盤の強化

3 工業【第2部会】 基本計画（素案）（P95～96）

<施策の目標>

地域技術を活用したものづくり産業の継続的な活動を維持するため、県、商工会議所と連携して、新産業の創出や新技術の開発を支援していくとともに、産業活力再生地区への企業誘致を促進し、基幹産業として育成します。また、退職者の技術・技能を活かせる各種支援制度の構築に努めます。

<施策の方向>

- ①工業の振興
- ②企業誘致の促進

第6章 未来を拓き躍動する産業交流都市

4 商業【第2部会】 基本計画（素案）（P97）

<施策の目標>

市内消費活性化事業等を実施し、商業を活性化します。また、商業団体や商店街との連携により、商店街活性化事業活用の研究や研修等を行います。国・県及び市の融資制度活用のPRを行い、融資を推進するなど、商業の振興を図ります。

<施策の方向>

- ①商業の活性化
- ②商業の振興
- ③商業環境の整備

第2節 勤労者対策の充実

1 勤労者対策【第2部会】 基本計画（素案）（P98～99）

<施策の目標>

雇用情勢の変化により、就労状況が厳しくなるなか、関係機関との連携のもと、労働環境を整備し、女性、高齢者、若年者、障がい者など多様な市民がそれぞれの能力を発揮しいきいきと働ける社会の実現をめざします。また、雇用の確保や勤労者福祉の充実に努めます。

<施策の方向>

- ①労働環境の整備
- ②雇用の確保
- ③勤労者福祉の充実
- ④職業技術と知識の承継

第3節 地域資源を生かした観光の振興

1 観光【第2部会】 基本計画（素案）（P100）

<施策の目標>

来訪者にとっても地元市民にとっても魅力を感じ集客につながる観光資源やルートの再構築を検討します。また、観光協会等関係機関と連携した観光案内施設の整備も検討します。

<施策の方向>

- ①観光資源の開発
- ②観光施設の整備
- ③観光事業の推進

2 地域交流【第2部会】 基本計画（素案）（P101）

<施策の目標>

観光の形態の多様化に対応し、新たな地域交流の創出を支援します。広域展開を図るための基盤整備、交流拠点の形成、地域のブランド化、新たな地域文化の創造を通して、観光や産業とも連動した活性化を図ります。

<施策の方向>

- ①交流拠点の形成
- ②地域のブランド化と情報発信
- ③新たな地域文化の創造